

## 第6回 昭島市男女共同参画プラン審議会会議録

1. 開催日時 平成22年6月28日(月) 開会 午後6時30分  
閉会 午後8時00分
2. 場 所 昭島市役所3階 庁議室
3. 議 題 (1) 目標Ⅰ「人権の尊重と男女平等意識を育む社会づくり」

平成22年6月28日 午後6時30分 開会

### ○会長

第6回昭島市男女共同参画プラン審議会を開催いたします。今回は、皆さんの非常に活発なご意見がありまして、より良い形にまとめられ、より良い提案ができてきたのではないかと考えています。

今日は日程に書いてありますように、計画の基本的な考え方の目標Ⅰ「人権の尊重と男女平等意識を育む社会づくり」について、できたら終わらせて、次の目標Ⅱのほうにいきたいという希望があります。手際よく、またじっくりと考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。それではまず、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

### ○事務局

よろしくお願いいたします。今日お配りしました資料は、前回メール等で送付いたしました男女共同参画プランの案でございます。6、7ページを開いていただけますか。計画の体系の目標Ⅲ「働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」の2「仕事と家庭生活の両立支援」の（1）と（2）が、前回、体系案を提案させていただきましたが、こちらについても、第5回審議会で委員の皆様のご意見を基に変更させていただきました。（1）が、前は「子育て支援」となっておりましたが、そちらを「子育て・家事支援」に、（2）が「生活安定と自立支援」を「高齢者・障害者等の介護を担う男女への支援」と変更させていただきました。「子育て・家事支援」につきましては、子育てだけではなく、子どものいない家庭でも仕事と家庭生活の両立支援は家事分担が係わってくるという考えのもと、「子育て・家事支援」といたしました。また、「生活安定と自立支援」という文言でしたが、こちらは何を指しているのか、文言からは読み取りにくいというご指摘をいただきましたので、内容的には男女が共に介護等に参画できるように支援しようということですので、具体的に「高齢者・障害者等の介護を担う男女への支援」といたしました。変更は以上でございます。

### ○会長

事務局から説明がありましたように、6ページの目標Ⅲの2「仕事と家庭生活の両立支援」の中の（1）（2）の主要施策を、前回の意見をもとに少し変えたということです。子育て支援というのは大事ではあるのですが、家事の男女共同参画はどうかという話が前回の審議会でありまして、もう一つ項目を立てるかどうかというところはあったのですが、子育てと家事を併せて、単親家庭、父子母子家庭に対してもというところがありまして、「子育て・家事支援」としたということです。それも

家事・育児というつながりではあるのですが、やはりここでは子育て支援を先に積極的にやってほしいということがあって、一応、子育てのほうを前に足したということにしています。そして（２）のほうは、高齢者・障害者の介護を担うところの支援であるということで、変えたということです。今までの主要施策のところまでで、何かご意見はございませんか。

#### ○委員

以前と比べてとてもわかりやすくなって、これだったらいいなというふうに感じました。

#### ○会長

ありがとうございます。積極的に支持してくださるとのご意見です。他の方はよろしいですか。それでは申し訳ありませんが急ぎますので、事務局から目標Ⅰのほうをお願いいたします。

#### ○事務局

「目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等意識を育む社会づくり」。説明文から読ませていただきます。

人権とは、誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくための権利です。日本国憲法や世界人権宣言では、男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約では、あらゆる場面における女性差別の禁止を求めています。そのため、お互いを認め合い、一人ひとりの生き方が尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくるのが大切であり、男女共同参画社会の実現に向けては、もっとも基本となる人権尊重意識の高揚に務めなければなりません。

また、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会のさまざまな分野に参画していくためには、誰もが男女共同参画に対する理解を深めることができるよう、学校、家庭、地域などあらゆる場面での啓発や教育・学習の推進を図ることが重要となります。社会制度や慣行には、性別によって役割を固定する考え方が根強く残っているため、男女双方の個性や能力の発揮を妨げることもつながりかねません。このような性別役割分担意識に対しては、学校教育はもちろん生涯学習などさまざまな学習の機会を提供することで、日常的な男女平等についての意識づくりを促し、その定着と浸透を図ることが必要です。

男女がお互いを尊重し、対等な関係を築き上げるため、市民一人ひとりと行政が一体となった取り組みが求められます。

#### 「1 人権が尊重される社会づくり」

- ・男女共同参画社会の実現の基本となるのは男女の人権尊重です。
- ・日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法の理念に男女の人権の尊重が掲げられているように、男女共同参画社会の形成は男女の人権尊重を旨として行わなければなりません。
- ・性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行が依然として残っていることに加え、地域で暮らす外国人が増えてきたことから、さまざまな文化背景をもつ人々との共生も大きな課題となっています。
- ・男女共同参画を進めるために、「男女共同参画社会基本法」が制定されていますが、男女平等に関する市民意識・実施調査によればその認知度は全体で4割程度とあまり高くない状況です。
- ・個人としての尊厳を重んじ、多様なライフスタイルを認め合い、性別や国籍にかかわらずそれぞれの個性と能力が発揮できる社会形成が求められています。

- ・人権尊重に基づく男女平等意識を確立するため、講座等を通じた啓発活動を進めるとともに、あらゆる場における男女平等教育・学習の推進を図ります。

主要施策（１）人権意識の育成。施策が人権尊重の啓発と人権教育の推進です。（２）多文化共生社会の場での男女共同参画の推進。在住外国人に対する情報提供と生活支援。

#### （１）人権意識の育成

誰もが性別ではなく一人の人間として個人が尊重され、社会のさまざまな分野に参画することができるよう、男女共同参画の基本となる人権尊重意識を育みます。

##### 施策１ 人権尊重の啓発

家庭・地域などあらゆる場で人権が尊重されるよう、啓発活動や相談体制の整備を行います。

##### 主要事業

- ・市職員に対する人権研修の推進、職員課、継続

担当課と区分が書かれておりますが、区分につきましては、現プラン「あきしまジェス 21」のプランに書かれてあるものを、そのまま継続、充実と載せております。これを充実にするべき事業とかは、また考えていく予定でいます。

- ・家庭・地域等での人権尊重の啓発、企画政策室、継続
- ・女性の人権についての啓発、企画政策室、継続
- ・人権問題に関する相談体制の充実、秘書広報課、充実

##### 施策２ 人権教育の推進

性別を問わず、一人ひとりを大切に人権教育を推進します。

##### 主要事業

- ・人権尊重の教育の推進、指導室、継続

#### （２）多文化共生社会の場での男女共同参画の推進

多文化共生時代に対応し、市内に住む外国人が暮らしやすくなるよう、情報提供や相談体制を整備します。

##### 施策１ 在住外国人に対する情報提供と生活支援

市内に住む外国人に対する支援事業を推進します。

##### 主要事業

- ・在住外国人に対する生活上の情報提供と相談体制の充実、各課、充実
- ・在住外国人の児童・生徒の日本語習得のための支援、指導室、継続

下に\*印で、男女共同参画社会基本法の認知度 現状 42.5%⇒ とありますが、こちらのプラン案を見ていただくと、こういった指標・目標値について、いくつか掲げているところがございます。

\*印で示されてはいますが、これまで審議会の審議の中で指標や目標値の必要性について、ご意見をいただいております。今回は参考ということでご提示いたしましたので、これが確定ではございません。今後ご意見をいただきたいと考えております。目標Ⅰは以上でございます。

#### ○会長

ありがとうございます。一応、目標Ⅰの施策の方向のⅠの事業まで含めて読んでいただきました。

それと、指標・数値目標について、一応全体には載せてあり、抜けているところもありますけども、こんな方向はどうだろうかというような案という段階で、今日はどちらかという中身のほうをもう少しやっていただきたいと思います。事業に関して、こういう方向もあるのではないかというご意見があれば、出していただきたいと思います。どなたからでも結構でございます。まず、この施策の方向1「人権が尊重される社会づくり」に関して、主要事業まで一応挙げておりますので、もう少しこういう文言がいいのではないかというようなことがありましたら、よろしく願いいたします。

○委員

9ページの「1 人権が尊重される社会づくり」の一番下のところに、「人権尊重に基づく男女平等意識を確立するため、講座等を通じた啓発活動」というのがあります。この講座に出てくる人というのは、男女平等意識がある人、もしくは興味がある人、そういう4割の人たちが出てくるのであって、あとの6割の興味のない方は、そういう講座をやっても自ら出るようなことはないと思います。昭島市にも商工会とかロータリークラブとかいろいろありますので、そういう昭島市の主要な人たちにキャンペーンみたいなことをやっていただいて、男女共同参画を大々的に昭島に知らしめるというようなことをやったほうがいいのではないかと思います。講座では、知らない人はいつまでも知らないということになると思います。

○会長

講座ではなく、別にとということですか。

○委員

そうです。やはり講座というのは興味のある人しか来ません。そして、興味のある人というのは、そういうことがわかっている人だと思います。わかっている人を対象にしないと、こういうパーセンテージは上がらないと思います。

○会長

キャンペーンとしては具体的にどんなことがありますか。

○委員

駅前で看板を持ってやるとかです。私はできないですけども。

○会長

積極的なご意見が出ましたが、いかがでしょうか。その他のことでも結構です。いかがですか。

○委員

一般論なのですが、ここでいうところの人権というのが、いつも聞いていてわかりにくいのです。個人の尊厳みたいに考えればよろしいのでしょうか。私も大学で憲法を学んで、財産権とか、それから生存権とか労働権とか、いろいろな基本的人権があって、そこでいうところの人権というのが、ちょっとわかりにくかったです。それに応じて具体的な施策も、いったいどこまで通していくのかというのが、ちょっとわかりにくいのです。実際に人権教育というのは何をやっていらっしゃるのでしょうか。言葉としては美しいんですけども、じゃあいったい具体的に何なのかというのが、すごくわかりにくいと思っています。

○会長

人権教育というのは何をやっているかというのは、どこでという意味ですか。

○委員

ここに具体的な施策と書いてあって、継続あるいは充実と書いてあります。これは具体的にどうい  
うものやっていて、どこまでカバーしているのかというのが、ちょっとわかりにくいかなと思って  
見ていました。

○会長

事務局としては、その辺はいかがですか。

○事務局

10 ページの、指導室で行っている「人権尊重の教育の推進」のところだと、今の「ジェス 21」で  
は、事業担当課の教育委員会が人権教育推進委員会を年に何回か開催しております。現在では、そう  
いった人権教育推進委員会の活動というのがあります。

○委員

憲法の講義か何かをしているのでしょうか。

○会長

例えば、「市職員に対する人権研修の推進」だと、具体的にどんな話がでるかですね。

○委員

そうですね。あまりにも概念として広すぎるので。

○事務局

市の中ではなくて、市の各市町村の職員を集める研修所というのがあります。そちらで人権教育の  
研修というのをやっているの、職員を派遣しているという形で行っています。

○会長

出向させているという感じですか。

○事務局

そうです。

○委員

もう少し具体的なことでもいいんですが。

○副会長

例えば、企画政策室が継続事業として関係している「家庭・地域等での人権尊重の啓発」は具体的  
にはどういう事業ですか。

○事務局

これは人権啓発のパンフレット等を配布しております。あとは、男女共同参画セミナーという学習  
会を年に3回開催しております。人権に関しては、去年はドメスティック・バイオレンス（DV）に  
関するセミナーを行っております。企画政策室で行っている事業です。

○委員

文章が非常にわかりにくいです。例えば何かと言うと、一番最初の「啓発活動や相談体制の整備を  
行います」とありますが、整備とはいったい何なのかかわからない。それから、次に出てくる「人権研  
修の推進」、これも意味がわからない。いったい何をやるのか。それから「啓発」とか「充実」ですが、  
「相談体制の充実」というのはいったい何をやるのか、全然わかりません。具体的に何をやるかとい  
うことです。「何々を実施する」ならまだいいのですが、そうでないと、何をやろうと全部これに入っ

てしまいます。評価の仕様がなくなってしまう。これが困るわけです。

○会長

今おっしゃっているのは、主要事業のところの細かいところについてですね。推進や啓発みたいな言葉ではなくて、もっと具体的にということですね。

○委員

そうです。例えば、何々を実施するとか、何々に関する資料の作成と配付を行うとか。例えば、充実というのは何を充実させるのか、満足度を充実させるのか、満足度を向上させるのか。違う言葉で言い換えてほしいのです。そうでないと、何を言っているのか全然わからない。何をやってもこれに入ります。これは困ります。

○会長

そういうご意見が出ましたが、他の方はいかがですか。

○委員

どうしても人権問題というと、最初に幅広いことを取り上げますが、ここでやりたいのは、人権を押さえた上で、男女共に平等なんだという意識を作っていくというところで、そこを具体的に表現されたほうがいいのではないかと思います。

最初の8ページのところに、その内容が書いてあります。例えば、「誰もが男女共同参画に対する理解を深めることができる」とか、そのままもってきていいのではないかというような言葉が、たくさん書いてあるような気がします。まとめてしまうと、施策の内容などもかなり抽象的な表現になってしまってわかりにくいというのは、おっしゃる通りかなと思います。もう少し噛み砕いた言葉を使ったほうがいいのかもかもしれません。

○会長

今、委員がおっしゃったのは、例えば、8ページに書いてある言葉を主要事業のところにもつてくるとということですね。

○委員

そのままもってきていいような気がします。

○委員

あとのことも考えなければいけないのです。あとで、男女共同参画の推進委員会をやるとします。そこで評価するとき、例えば「何とかの学習」とすると、「学習しました」だけでは困るのです。学習して、その結果どうなったのか、次に何をしなければならないのか。そういうのがわかってこない、こういう計画は困るのです。だから、例えば「作成と配付」とか、「それに基づく学習と反省」とか、やることが具体的に現れてくるようなことをしておかないと、次のステップで困ると思います。

○会長

それを具体的に今やるのは、時間的に難しいですね。今のことを踏まえて、主要事業のところを事務局にもう一回練り直していただくということですね。推進、啓発、充実みたいな何でも入りそうな言葉ではなく、むしろ具体的に入れてしまっただけですよという感じですね。特に語尾の部分で、主要事業のところをもう一回練り直していただくという線でいきましょう。

○副会長

それからあとは、具体例をあげるだけでも、ずいぶんイメージできると思います。例えば、人権の

意識の話なので、ずいぶん基礎的な面になってしまいますから、ある程度漠然としてしまうのは仕方がないと思います。例えば、こういう事業がありますとか、こういう事業をやりたいと思いますとか、今までやってきましたとか、この文章にプラスアルファして具体例を出してもらおう。それだけでもずいぶんはっきりするかなと思います。

○会長

主要事業の中に入れてしまうということですね。

○副会長

例えばです。

○委員

(2)の「多文化共生社会の場での男女共同参画の推進」のあとに掲げてあるところが、男女共同とどういうふうにつながってくるのか、よくわからないのですが、もう少し説明していただくのかなと思います。

○会長

(2)のすぐ下の説明文に、男女平等との関係をもう少し書くということですね。

○委員

これだけだと一般的なことであって、男女共同とは関係なく行われていることであってもいいのではないかと思うのですが。

○会長

もう少し盛り込んでほしいということですね。これも事務局にお願いしたいと思います。

○事務局

現プランの「ジェス21」も、あとのほうにいくとだいぶ具体的になっていくのですが、確かに人権のことというのは難しいです。いろいろご指摘を賜ったので、そこは考えたいと思います。

○会長

他にありませんか。よろしければ次にいきたいと思います。

では、2のほうを事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

施策の方向の2を説明させていただきます。

#### 「2 男女平等意識の醸成」

- ・男女が個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、社会的・文化的性別（ジェンダー）の視点について理解を深め、男女平等意識の醸成を図る必要があります。
- ・昭島市における男女平等への意識改革の取り組みでは、学校教育における男女平等の推進などに一定の成果を上げてきましたが、社会を取り巻く制度・慣行には解決しなければならない課題が残されています。
- ・市民意識調査によると、各分野における【男女の地位】について、[対等]の回答は「教育の場」がもっとも多くなっていますが、「しきたりや習慣」と「職場」では[男性優遇]が6割を超えもっとも多くなっています。
- ・男女共同参画社会づくりの基盤として、市民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、学校、家庭、地域などのあらゆる場面において男女平等の視点をもつことが求めら

れています。

- ・男女共同参画がより促進されるよう、講演会やメディアなどのさまざまな機会を通じた広報・啓発活動を進めます。

次にあるのは、市民意識調査の男女の地位の結果のグラフです。

施策の方向、男女平等意識の醸成。主要施策（１）男女共同参画に関する啓発。施策、男女平等に関する講座・学習会等の開催。男女平等に関する情報の収集・提供。制度、慣行の見直しに向けた啓発・情報提供。主要施策（２）メディアにおける男女平等意識の形成。施策、メディア・リテラシーに関する学習機会の充実。市の発行物などにおける男女共同参画の視点の確立。

#### （１）男女共同参画に関する啓発

男女共同参画について市民等の理解を深めるため、さまざまな機会や広報媒体と通じて、啓発活動や情報の提供を行います。

##### 施策１ 男女平等に関する講座・学習会等の開催。

各種講座・学習会等を開催し、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。

##### 主要事業

- ・男女平等に関する講座・学習会の実施、企画政策室、市民会館・公民館、継続
- ・男性の参加しやすい講座・学習会の実施、市民会館・公民館、健康課、継続
- ・男女共同参画の意識を高める講演会等の実施、企画政策室、新規
- ・成人式等を利用した男女平等意識の啓発、社会教育課、継続

##### 施策２ 男女平等に関する情報の収集・提供

男女共同参画に関する情報や資料等を収集し、市民への提供に努めます。

##### 主要事業

- ・男女共同参画ルーム「おあしす」の情報コーナーの充実、企画政策室、新規
- ・男女共同参画情報誌「Hi, あきしま」の発行、企画政策室、新規
- ・広報誌等による男女共同参画に関する取り組みの情報提供の推進、企画政策室、新規
- ・ホームページによる男女平等の啓発、各種事業の紹介、各課、継続
- ・図書館における男女平等に関する図書コーナーの常設、市民図書館、検討

こちらの区分の検討ですが、これは第３期の推進委員会のほうであったのですが、今までは市民図書館に男女共同参画に関する図書コーナーというのが常設されていたのですが、読み聞かせのコーナーを作るということで、スペースを広げるにあたり、市民図書館のほうでも市民のニーズを考えて、最終的に男女平等に関する図書コーナーが無くなってしまったということがありました。その中で、やはり第３期の推進委員会の中には、そういった事情があったとしても、男女共同参画というのを進めていくためには、そういった図書館でもコーナーを作っていくということが必要ではないかという意見がありましたので、今後、市民図書館のほうと調整しながら、載せるかどうかを検討していくという意味で、検討という区分を載せさせていただきました。

- ・市役所内における男女共同参画に関する資料コーナー設置、企画政策室、新規

##### 施策３ 制度、慣行の見直しに向けた啓発・情報提供

男女平等参画に関する法律や制度の改正等についての周知等を行います。



#### 主要事業

- ・関係法令や制度改正等に関する情報提供、企画政策室、継続
- ・多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進、企画政策室、新規

#### (2) メディアにおける男女平等意識の形成

市民がメディアに対して敏感な視点をもてるよう、メディア・リテラシーに関する啓発を行うとともに、男女共同参画の視点から広報出版物の表現の見直しを行います。

#### 施策1 メディア・リテラシーに関する学習機会の充実。

市民がメディアに対して主体的な判断ができるよう、メディア・リテラシーに関する学習機会を提供します。

#### 主要事業

- ・男女平等の視点に立って言葉を見直す学習機会の提供、企画政策室、市民会館・公民館、継続
- ・メディア・リテラシーに関する講座・学習会の実施、企画政策室、市民会館・公民館、継続

#### 施策2 市の発行物などにおける男女共同参画の視点の確立

市が発行する出版物等においても男女共同参画の視点に立った表現に務めます。

#### 主要事業

- ・男女共同参画の視点による広報や行政資料発行の推進、各課、継続

もしここで、目標値を挙げるとするならば、講座・学習会の男性参加者数というのを挙げてはどうかということで、先ほどありましたように、一応こちらに案という形で載せさせていただいております。以上です。

#### ○会長

ありがとうございました。施策の方向2、「男女平等意識の醸成」の主要事業についてまで、ご検討をお願いいたします。

#### ○委員

施策の1番のところで、「男女平等に関する講座・学習会の実施」とか、「男性の参加しやすい講座・学習会の実施」とあります。ここに一緒になるかわからないのですが、女性が地域のリーダーとして活躍できる意識の啓発の学習会みたいなものを、入れるとしたらここに入ってくるのではないかと思います。主要事業ではないかもしれないのですが、入れるとどうかと思ったのが1点です。

2点目は、施策の2番のところで、主要事業の1番上に、「男女共同参画ルーム『おあしす』の情報コーナーの充実」というのがあります。せっかく参画ルーム「おあしす」があり、私たちも使わせていただいたこともあります。情報コーナーだけではなくて、「おあしす」自体を充実させたらどうかと思いました。そこに図書館の図書を持ってきたり、そこで講座を開いたりすることも可能なのではないかと感じました。その2点です。

#### ○会長

「おあしす」に関しては、講座を開くようなスペースはあるのですか。

○委員

公民館のような感じではないので、現時点ではちょっと難しいと思いますが、お部屋はあるので、整備をすればちょっとした講座を開くことはできるのではないかと思います。

○会長

そういうご提案です。他にありますか。

○委員

「おあしす」は、使う人がいないと閉まっていて、使うときは鍵を取りに行っても開けないといけない状態で、開放されているのが少なくなってきています。そういうところをもう少しよくすることはできるのですか。

○事務局

管理体制の変更があり、昨年からはオープン日というのがなくなりました。建物は、昭和町分室という「おあしす」だけではなく、教育委員会の相談室も入っております。オープン日がなくなったのは、管理体制の変更によるものです。

○委員

使う人が打ち合わせて、「あいぼっく」に鍵を取りに行くようになっていて、今はボランティアの人が通っている状態です。せっかく拠点となるように作ったのに、もったいないと思います。もう少しいろいろな人に集まってもらえるように、ここから全て発信できるような場になるといいなと思います。講座自体は他の館でもやってもいいと思いますが、その企画を練ったり、前の推進委員会の方たちが委員になって、その場で集まってやっていただくとか、いろいろと考えられると思います。

そして、そういう中から、社会でリーダーシップを取れるような女性の育成やトレーニングも、いずれ出来るといいなと思います。具体的に目指すようなものを少し入れていただくといいと思います。やはり文言が全部、皆さんにお知らせしますというだけなので、誰に知らせるのかという対象をもう少し絞っていただきたいと思います。こういう言い方は変ですけども、例えば、家庭内で奥さんが大声で怒鳴っても何とも思わない、そういうところにも届いたほうがいいですし、そのためにはどうするか。私たちがパンフレットに書いてあることを何回見ても、「そうか」というだけでおしまいなので、やはり、もう少し具体的に詰めていただきたいと思います。

○会長

昭島市は女性センターがないようなので、この「おあしす」がその代わりをしているのだらうと思いますので、部屋一部屋にしても、もう少し充実させていただくことは、こちらとしては要望したいです。

○副会長

「おあしす」の運営主体と、主な利用法というのはどういふのがあるのですか。

○事務局

まず企画政策室に男女共同参画に関する団体の登録していただきます。その登録をした団体が予約制で「おあしす」のルームを月曜から金曜の9時半から4時半まで利用できます。その登録された各団体が交代で使って活動されているということです。ただ、建物全体に警備保障が入っておりますので、鍵の受け渡しは、すぐそばにあります保健福祉センター「あいぼっく」の受付でしています。

○副会長

登録されている男女共同参画に関連する団体さんやグループが使えるということですね。

○事務局

もう1点よろしいですか。先ほど意見が出ました女性の育成と活用についてですが、今回はまだ細かい部分は載っておりませんが、36ページの「2 地域社会への男女の参画」のところに、「女性リーダーの育成と活用」というのを載せております。

○会長

女性リーダーの研修的なことは、こちらのほうだということですね。「おあしす」に関しては、もう少し充実してほしいとか、もう少し具体的に何とかしてほしいということですね。

○委員

「おあしす」を市民に広めることと、使えるようにする。

○委員

是非お願いします。私たち使う者は、もう少し「おあしす」が広まってほしいと思っています。とても使いやすいので、もっといろんな団体が知ればいいなと思います。

○会長

16ページに「おあしす」の認知度というのがありますが、あまり知られていないというところだと思います。男女平等意識の醸成に関して、他に何かございますか。

○委員

まず、12ページの施策3で、「制度、慣行の見直しに向けた啓発・情報提供」とあって、その下に「男女共同参画に関する法律や制度の改正等についての周知等を行います」とあります。この下の文章は上の説明ですね。そうすると、ちょっと困ります。男女共同参画に関する法律や制度の改正ということだと思いますが、11ページの表で「法律や制度」を見ると、そんなに男性優遇度が高いわけではありません。このグラフをそのまま信じれば、ここで言っている男女平等意識の醸成で一番重要なのは「しきたりや習慣」で、2番目は「職場」です。すると、意識しなければいけないのは「しきたりや習慣」になるわけです。この3番を見ると、法律や制度の改正等について周知しても、しきたりや習慣は直りません。直接的なことを言っているのではなくて、法律や制度はその上でかなり良くなっています。だから、ここで言っていること、やろうとすることがちょっと違うと思います。

○会長

今のご意見ですが、どうでしょうか。事務局のほうとしてはいかがですか。3のところの説明文がいけないのかなという気がするのですが。

○委員

そうすると、その下もそうですよ。

○会長

しかし、制度、慣行の見直しというのは、最終的には法律でやらなければ無理だというのはあります。

○委員

ここで言っているのは、しきやりや習慣が、例えば男尊女卑とか、家の制度がまだ残っているとかが、そういうことにまつわって男性優位ができてしまったとか、そういうことだろうと思います。

○会長

その説明としては、やはり法律でというのはよくないと思います。しきたりや慣行を見直すような何かを啓発するとか、そういうことが必要だろうと思います。でも最終的にそこをやらせるにはどうするかというと、やはり国の問題です。

○委員

私はそうではないと思います。

○副会長

委員に是非お聞きしたいのですが、慣行とかしきたりの男性優位を変えるために、どういうアイデアがあるのですか。具体例の話になってしまうと思います。

○委員

しきたりや習慣について、具体的にアンケートを取っているわけですね。じゃあ、具体的にどんな事象があったのか、具体例は何ですか、これを聞いてくださいということです。それに対して手を打ちなさいということです。しきたりや習慣の何が男性優位なのかがわからない段階で、手を打てと言われても、打てるわけがないと思います。

○副会長

ということは、具体的な例を調べる調査のことを言っておられるのですか。

○委員

これをやるのであれば、まずは調査をしなければいけないのではないかとということです。

○副会長

現段階では調査ができていないわけですから。

○委員

だから、事業が途中でなくなってしまうわけです。事業が途中で消えてしまっています。

○副会長

調査というのは大事だと思います。

○会長

ただ、これは市全体の調査に入っているのですね。

○委員

意識調査なんかは、1年に1回やっていると思います。

○会長

これは市全体の調査なので、どこまで入れられるかという問題があります。

○副会長

それともう一つですが、アンケートの聞き方がまずいのではないかと思う点があります。しきたりや習慣というのは昔の話なので、男性に優遇されていると答えがちだと思います。

○委員

だから、具体例を出して下さいと言っているのです。もしかすると具体例がないかもしれないのです。なかったらいいのです。みんなが頭の中で考えているだけで、実際はそういうことはないよというのがわかればいいわけです。

○副会長

今の話を整理いたしますと、今回は具体的な事業を見るときに、ある意味で言うと、このしきたりや習慣も男性優遇という値の高さは、疑似的なものであるかもしれないわけです。

○委員

そうかもしれません。

○副会長

そうすると少なくとも、こちらの12ページの下の部分で、それに対する具体的なターゲットを持ったような施策を設定するというのは、やや危険かなと思いますし、それも無理かなと思うところがあります。

○委員

だから、調査をなさйтеということですよ。調査をして実態がなかったら、事業をする必要がないわけですよ。

○副会長

ですから、3の部分で加えられるのは調査ぐらいのもんですね。

○委員

問題点が何かはわかっていないのが、一番問題だと思います。

○副会長

あともう一つは、先ほど会長もおっしゃいましたけども、そういった何か確固たるしきたりや慣行に対する問題があるのであれば、それをしきたりや慣行で変えるのは無理なので、やはり近代的な法的なシステムとか、あとは行政サイドで変えるしかないと思います。そういう意味では、この部分で法律に関する情報提供と啓発活動を推進していくというのは妥当かなと思います。

○委員

なぜ、法律で変えなければ無理だとおっしゃるのですか。

○会長

具体的に言いますと、夫婦別姓の問題なんかはそうですね。法制度上は平等になっているはずなのですが、男性の名前を取るというのは、しきたりなんです。だから、それを夫婦両方別姓ができるように法律を変えることで、しきたりみたいなものも変わっていくだろうということです。

○委員

それはあります。そういう要素を否定するわけではないのですが、全部それによって変わるのかと言うと、そんなことはないです。ある部分はそうかもしれません。

○副会長

では、とりあえず調査を考えるということですね。

○会長

他に何かありませんか。

○委員

それともう一つ、先ほどのところで飛ばしてしまったのですが、指標のところですよ。講座・学習会の男性参加者数となっていますが、これは手段に対する指標になっています。やらなければいけないのは、男女平等意識の醸成に対する指標であってほしいわけです。例えば、しきたり習慣の男性優遇

率とか、それが現在 60 何%を何%にするとかです。要するに、手段に対する指標になっています。こういう学習会をやりますよ、そのときの男性の出席率はこうですよとなっていますが、指標という位置付けはこうではないと思います。

○会長

ここは指標というよりも、数値目標です。

○委員

そこを議論しないと、またおかしくなると思います。これは第2章の「男女平等意識の醸成」に対する何かだと思いますが、実際にこれは何ですかということです。私の解釈ですと、男女平等意識に対して何かをやったら、この数値が上がっていった。それは取りも直さず、男女平等意識の醸成ができてきた、進歩してきた。そのようにならないとおかしいと思います。ところがこの場合は、手段に対する指標になってしまっている。男女平等意識を醸成するために、講習会とか学習会とかいろんなものをやりましょう、そのときの男性の出席率はどうしますか、言葉は悪いけれども、これは風が吹けば桶屋が儲かる式になってしまっているから、ちょっと遠すぎます。

○副会長

おっしゃる意味はよくわかるのですが、じゃあ具体的にどうするかというと難しいですね。

○委員

だから、例えばと言ったでしょう。例えば、しきたりや習慣の男性優遇率を、今の 62.2%から 50%にするとかです。首をかしげているけど、ではどういふのがあるのですか。

○副会長

今、なぜ首をかしげたかと言いますと、先ほどの議論のように、しきたりや習慣というのが、この割合から減るといふのは、逆におかしいと思います。

○委員

では、男女平等意識の醸成といふのを、どのように解釈して、何を指標にすればいいと考えているのですか。

○副会長

私からの提案でよろしいでしょうか。これはもう少しみんなでちゃんと考えて、それぞれ整理をして、各委員の先生方も自分の意見を出さなければならないと思いますので、この場のフリーのディスカッションで出る答えではないと思います。よろしければ、その部分を宿題にさせていただき、各委員の皆さん方に必ず一つ考えてきていただくといふのは、いかがでしょうか。

○委員

それでいいです。はっきりさせておきたいのですが、この最後に書いてあるのはどういう意味を持つのですか。先ほどは数値と言われて、こちらでは指標と言われた。これは何を意味しているものかといふのははっきりさせておかないと、今度もってきたときに、またばらばらになってしまいます。

○副会長

その部分まで含めて、実は私はこれでいいと思っています。確におっしゃるように、手段と状況とか、結果といふものもありますけども、私が疑問に思ったのは、実際に調べてみても、具体的な男女平等意識といふものを完全に測定できるようなものが存在するとは思えないということです。他のプランでも実際にそういったものを使っていません。具体的には、やはりシンボリックで象徴的な数値

によって代弁せざるを得ない、それで全体が進んでいると見ざるを得ないと思います。だから、来月の宿題までにそういったものを考えてくるということです。

○委員

ちょっと待ってください。それでは11ページはどういうグラフですか。

○副会長

実は、私はこの11ページのグラフはあまり良くないと思っています。

○委員

それは学術的にでしょう。一般市民に対しては通じるのではないですか。だって、これは日本全国どこでもやっているでしょう。

○会長

そうですね。内閣府がやっている調査ですから。

○委員

それを否定して、また新しいものを作るのであれば、それでも結構ですよ。

○委員

しきたりや習慣については、内容とか年代にもよるだろうと思います。そんな中で、もし私がアンケートをもらったとすれば、例えば、おじいちゃんからお風呂に入る、次はお父さん、お母さんはあと、じゃあこれはしきたりで男のほうが優遇だなということで、そんなに深く考えないで丸をつけてしまうかもしれません。それぐらいの程度のものということもあると思います。

○委員

だから先ほどから言っているように、調査をしてみないとわからないと思います。

○委員

三鷹市の指標の中は、社会生活の場での男女の地位が平等になっていると思う人の割合が、近況値と、それから中期目標と最終目標とあります。こういうふうにしきたりや習慣だけになり得るかもしれません。しかし、先ほどの11ページの表で、「全体」ではどう思うかという、割合が半々近くになっていて、これを目標にはできないです。しきたりや習慣だけになると、かなり調査の仕方も難しいというのが確かにあると思います。ただ、これを指標にしても決しておかしくはないと、他の市町村でも結構やっているとは思いますが、可能性はあると思います。

○会長

そういうことも含めて、次回までに考えてきていただくということです。その他はよろしいですか。

○委員

メディア・リテラシーのところがよくわからないのですが。市の発行物に対して、その表現に気をつけますということですか。一番下の主要事業が、「男女共同参画の視点による広報や行政資料発行の推進」となっているので、それが軸かなと思ったのですが。いわゆるジェンダーコードというような、文言の間違いないかのチェックをするということではないのですか。「推進」と、最初の文章の「表現の見直しを行う」とが、ちょっとつじつまが合わないのですが。

○委員

最初に書いてあるメディア・リテラシーの施策のところ、「市民がメディアに対して主体的な判断ができるよう、メディア・リテラシーに関する学習機会を提供します」とあるのですが、これ自体は

男女共同参画とあまり関係がないですね。男女共同参画が独自に使っている言葉ではなくて、一般的には情報を使いこなす能力とか、そんなふうにつえます。一番最初に掲げてあるから、男女共同参画とどう関わっているのかなと疑問に思いました。それを基にして、「男女平等の視点に立って言葉を見直す学習機会の提供」というのはどういうことなのか、よくわかりません。結局は、委員が言われた、市が発行する出版物においてもチェックするという意味なのかなと。この辺の全体的な文章表現とか、目指しているもの、その辺がもう少しわかりやすく表現できているといいのかなと思います。

○委員

これは前に出たと思うのですが。今、市役所では各部ごとにチェックしていて、標準化されていないのが一番問題ではなかったですか。だから、男女共同参画に対して、何年度にどこまで文章の書き方を標準化するか、それができていれば本来は問題ないことです。

○会長

統一されたチェック表を作るということですか。

○委員

そうです。標準化されたものを作れば、これは終わっているはずですよ。それを見直すのはいいのです。1年に1回見直しましたとか、追加しましたとか、訂正しましたとか、それは時代によって変わるから仕方がない。だから、その程度でここはいいのではないかという気がします。

○会長

統一されたチェック表を作るということですね。

○委員

それが庁内で統一的に使用されていればいいと思います。

○会長

そういうのがあるかということですね。

○委員

そういうのがあれば、そのチェックが進んでいればいいと思います。

○会長

そういうところで、ないならば作る。そして、それに基づいてチェックをするということですね。他にありませんか。それでは次のところにいきたいと思います。お願いいたします。

○事務局

### 「3 男女平等教育・学習の推進」

- ・男女共同参画社会の実現においては、学校、家庭、地域などあらゆる場における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。
- ・学校教育はもちろん、家庭や地域での教育も、児童生徒の男女平等意識の形成に大きな影響を及ぼします。
- ・男女平等に関する市民調査・実態調査によると、【男女平等教育で学校に望むこと】について、「生活指導や進路指導において男女の区別なく、能力を生かせるように配慮する」がもっとも多く、次いで「男女平等の意識を育てる授業をする」となっています。
- ・近年では、生きがいや心の豊かさを感じられる生き方を求める人が多くなっているため、市民一人ひとりが個性と能力を生かし社会のさまざまな分野に参画することができるよう、学



習の機会が生涯にわたって確保されることも大切です。

- ・幼稚園・保育園、学校の現場において、男女平等意識を育むための教育を推進するとともに、市民のニーズに応じた学習の機会や場を提供し、生涯を通じ、男女共同参画が実践できるよう意識の高揚を図ります。

男女平等教育で学校に望むこと、上位5項目が出ている表です。

15ページに移りまして、男女平等教育・学習の推進。(1) 幼稚園・保育園の場における男女平等教育・学習の推進。幼稚園・保育園における教育・学習の推進。(2) 学校教育の場における男女平等教育・学習の推進。学校教育における教育・学習の推進。(3) 家庭・地域・社会における男女平等教育・学習の推進。家庭における教育・学習の推進。地域・社会における教育・学習の推進

#### (1) 幼稚園・保育園の場における男女平等教育・学習の推進

幼稚園や保育園において、早い時期から男女平等意識や人権尊重の意識を育むための教育・保育を推進するとともに、教職員に対する研修を充実します。

施策1 幼稚園・保育園における教育・学習の推進。

園児に対し、男女平等意識に基づく教育・保育を推進します。

主要事業

- ・男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進、子育て支援課、継続
- ・教職員等に対する男女平等に関する研修の実施、子育て支援課、継続
- ・教職員・保育士等に対する男女平等に関する実態調査の実施、子育て支援課、継続

#### (2) 学校教育の場における男女平等教育・学習の推進

学校教育をはじめとするあらゆる教育活動を通じ、児童生徒に対し、男女平等意識や人権尊重の意識を育むための教育を推進するとともに、教職員に対する研修を充実します。

施策1 学校教育における教育・学習の推進

児童生徒に対し、男女平等意識に基づく教育を推進します。

主要事業

- ・男女平等意識に基づいた教育の推進、指導室、継続
- ・男女平等の視点に立った生活・進路指導の推進、指導室、継続
- ・教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施、指導室、継続
- ・児童・生徒の男女平等に関する意識調査の実施、指導室、継続
- ・学校と家庭・地域が連携した男女平等学習の推進、子ども育成課、継続

#### (3) 家庭・地域・社会における男女平等教育・学習の推進

さまざまな機会を通して家庭教育の重要性を啓発するとともに、社会のあらゆる分野に参画することができるよう、多様な学習機会を提供します。

施策1 家庭における教育・学習の推進

家庭における男女平等を推進するための社会教育を推進します。

主要事業

- ・家庭において、男女平等の意識を育てるための講座・学習会の実施、企画政策室、市民会館・公民館、継続

- ・男女平等の視点に立った子育て講座の実施、健康課、継続
  - ・講座等の開催における男性参加の促進、企画政策室、市民会館・公民館、健康課、継続
- 施策2 地域・社会における教育・学習の推進

市民が生涯にわたり男女共同参画の意識を育むことができるよう、学習機会を提供します。

主要事業

- ・男女共同参画ルーム「おあしす」の周知・機能充実、企画政策室、新規
  - ・男女平等に関する講座・学習会の実施、企画政策室、市民会館・公民館、再掲
- 目標値が、男女共同参画ルーム「おあしす」の認知度何%。以上です。

○会長

ありがとうございました。3の男女平等教育・学習の推進ということについて、3つの主要施策が挙げられておりますので、この点についてお願いいたします。

○委員

先ほどから具体的ではないというところが一番大きなところではないかと思っています。学校教育の中では、教職員に対する男女共同参画に関する研修の実施というのは、人権教育も含めてですけれども、人権プログラムという冊子が毎年あって、それに基づいて学校で教員に対する研修をしています。それに基づいて子どもたちに教育をしていくということで、具体的な施策となると、なかなか難しいだろうなど。実際にやっていくことをまとめると、こういうふうになるのだろうなど思うところでは。

多分、学校の中で子どもたちが一番男女の区別なく暮らしているのではないかと。大人の社会になったときに、それをどこまで意識できるかというところが、一番大きな課題なのかなと思っています。ですから、学校の中では本当に教員のほうも男女を区別することはないと思います。ただ、やはり女の子を大事にしなければいけないという部分もあるわけですから、それぞれの個性というよりは、男の子の部分、女の子の部分という性に関係する部分は、それぞれ理解しながらというところに入っていく部分ではないかなと思います。施策として具体的に書くと、実際はこうなるのだろうなどというところでは。

○委員

この教育の推進というのは、誰がやるのですか。

○委員

指導室となっていて、実際には学校ということになるかと思っています。

○委員

だから、教職員に対する研修が、逆に本当は一番最初なのではないかと思っています。受ける側の教職員たちの意識がはっきりしていれば、毎日の言動の中で、自ずからその教育ができる。もちろんプログラムとしても欲しいのですが、そのほうが早いと思うし大事なことだと思います。それと同時に、学校や職場においても、先生方たちも差別をされていないとか、内部での労働がきちんと保たれているとか、そういったことが非常に大事なのではないかと思っています。順番的には、教える側の人間をきちんとトレーニングしたうえで、そのプログラムの補助をする、そういう教育をするための支援をするというのが本当ではないかと思っています。

○会長

この3番目を1番目にもってきたらというご提案ですか。

○委員

研修が先かなと思うのですが。

○会長

話としてはそうなのですが、やはり男女平等意識に基づいて実施するとかが最初ではないかと思えます。

○委員

市としては、実施していないわけですね。

○会長

でも、先生方としたら実施していると思っていらっしゃるのではないのでしょうか。

○事務局

今、ちょうど議論になっているのですが、この前段で庁内委員会をやったのですが、私どもの教育委員会としても、学校としては、こういったことは従来から当たり前の世界になっている。教職員の研修ももちろん徹底がされていて、極論を言うと、今さらこういうことを載せなくてもいいのではないかというぐらいの感覚を持っている。実際に載せなくてもいいとは言わないのですが、極論を言うと、そんな意識も持たれている。学校のほうはきちんとしているというところでは。

ただ、私どもとしては、男女共同参画プランを新たに作る中で、今、委員がおっしゃった通り、やはり教育が一番のベースであるので、そこは継続してその取り組みをやっていくということが非常に大事なので、是非こういう表現でというような議論がありました。今、順番のお話になりましたけれども、学校現場としては、もう当たり前の世界なので、逆に男女平等の意識に基づいた教育を推進していく、引き続きやっていくということのほうの方が大きい意味がある、みたいな感覚でございました。

○委員

順番はいいのですが、推進ではなくて、教育プログラムの提供だとか、もう少し具体的な表現のほうがいいと思います。推進というのは何も言っていない感じがします。

○会長

その辺は前から出ている問題として、言葉をもう少しはっきりと具体的に言ってしまうということもありません。他にいかがでしょうか。

○委員

今お話いただいたように、教育のところではすごく充実して先生も頑張っていらっしゃるし、継続的に男女平等をずっと大切にされてきていて素晴らしいと思います。やはり自分自身のことを考えてみると、子どもたちが大きくなって、実際に家庭を持ち子育てをするときには、本当に大変な状況になって、それぞれ悩みにぶち当たることがあると思います。そのときに、良いお友達がいて全部受け止めてやっていってくればいいのですけれども、相談できるような第三者とか、きちんとした機関というのは、なかなかないように思います。やはり、そこでちゃんと策を練らないで諦めたりとか、そういうことって多いのかなと思います。

それで、今の教育のところとは直接は関係ないのかもしれませんが、例えば、この前の「男女平等意識の醸成」のところ、各種講座とか学習会とかが開かれると書いてあるのですが、やはり、働い

て子育てしている一番忙しい人たちが参加できるようなシステムとか時間帯、そういう企画内容とかがすごく大切なのかなと思っていました。

このあとのワーク・ライフ・バランスのところに入っていくと、やはり、今まさにそのことに直面している人たちが救われるような相談先とかカウンセラーが必要なのではないかと思います。その前にやはり、こんなにきつんだ、こんなに難しいんだ、こんなになかなかわかり合えないんだとか、そう思って諦めてしまうということがあるのかなと思ったりします。企業の中の労働条件は決してよくないと思いますし、夫だって妻だって、そんなにお互いに簡単に理解し合えるものでもないというのが実際にあるわけです。そういったことがきちんと乗り越えられるような相談先があるといいなど、先ほどからそんなことを思っていました。

○会長

ありがとうございました。委員いかがですか。

○委員

何かだんだん深く難しくなってきました。先ほどからさかんに言われていたのですが、この前も新聞の記事に載っていたのですが、見えない壁が阻止していると書いてありました。まさに今私たちが係わっていることなのですが、それをよくしていくためには、やはり基本計画というのは、これまでの慣行や意識を改めるほどの実効性のあるものになることが求められていると書かれていました。こうやって出来上がったものを読んで、確かに素晴らしいのですが、それをくつがえすほどの実効性のあるようなものにはなっていないなと思いながら参加させていただきました。今日はずっと皆さんの意見を聞いて勉強させていただきました。本当に文字や言葉で書き表せない大きな壁が阻止しているというのをすごく感じました。

それともう一つは、私も企業で働いていたとき、人権週間のときには、各課で何件か標語を出しなさいということで、仕事の合間に考えなくてはいけない時間があったりして、そういうふうにしてインプットしていました。たったそれだけのことしかしていなかったんだなと思いました。今は毎日サンデーなので、考えたりするのですけども。本当に今おっしゃったように、そのど真ん中にいるときは、仕事で手一杯だったなと思いました。

○会長

そういう方たちにも入っていくもので、尚且つ本当に実行するものが欲しいですね。そのために、やはり具体的に何か入れて、それができているかというような見方をしていけばいいだろうとは思いました。

○委員

何と言っても、一番重要なのは16ページの3番です。1番2番は黙っていても進みます。3番が具体的に記述されていないと、ある意味では、この「男女平等教育・学習の推進」の意味がなくなってしまいます。だから3番が最重要で、例えば指標としては、あなたは市でこういう講座をやっているのを知っていましたかとか、参加しましたかとか、そういう具体的なものが欲しいです。3番さえできれば、他はできなくてもどうっていいことはないです。それぐらいここは重要です。そのわりには、熱意がちょっと感じられないなという気がしました。

○委員

一番難しいところだけれども、一番考えなければいけない。けれども言葉にして具体的にどうしよ

うかという、あまり良い言葉が出てこなくて、何となくオブラートに包んでしまっているような感じがします。

○委員

講座とか学習会とか、そういうことしかないとは思いますが、できないかもしれないですが、例えば市民大学の男女共同参画版みたいなものやってみるとかです。第1年度は座学をやって、第2年度は実技とか実践とかをやることがありますね。そういうことをやってみたほうがぴったりするかもしれないと、私は考えます。

○会長

今おっしゃったのは女性大学みたいなことですか。

○委員

いいえ、男女です。要するに、男女共同参画というのは、女性教育ではなく、男性教育です。男性がわからなかったら、全然意味がない。女性を一生懸命濃くしても、ちっとも良くならない。男性の意識を変えないと。

○委員

「食わしてやっている」と、堂々と言う男性に、それをどうやって届けるかですね。私は基本的には、男女の賃金差がなくなる限り、これはなくなると思います。同じ給料をもらっていたら、どちらが辞めるもないですから。そうするとお互いにどうやって働こうかとなります。お互いに協力して働いて家事もやるしかないのです。だけど、一番言ってもどうしようもないところに、一番聞いてもらいたい人にどうやったら届けられるか。そこにもう少し知恵を絞らないといけないのかなと思います。

○委員

教育のところなので、やはり学校と家庭・地域が連携した学習会の推進みたいなこと。学校におけるのはもうやっているのだけれども、保護者会、PTAとか、そういった地域の人を巻き込んだ活動時に、こういった男女共同の意識を進めるようなことを行うとか、そういったことが入ってくると、もう少しわかりやすいのかなとも考えました。

○会長

以前は家庭教育学級というのがあってやっていたのですが、だんだんと子育て講座になってしまいました。連携したという辺りのところですね。

○委員

PTAの上のほうの役員には男性の方も多いですから、そういった機会というのは非常に良い機会かなというふうに思います。

○委員

夫婦で働いていますと、どちらが家事をやるか、子育てをやるか、結構熾烈な戦いになると思います。そういうときに例えば、男の人がオムツ一つかえられないということもたまにはありますね。そういった意味で、子育て講座の実施は、そういう具体的なことをやると思います。それはすごく良いことだと思っています。最近の流行りに、男の方の料理教室があります。そういう類の、家庭内での実際の仕事を分担できるための下地作りをするみたいな、そういうことが身近な地域でできればいいのかなという気がします。

○会長

元気の男の男女共同を進める会みたいな、メンズリブみたいなのをやっているところもあります。誰かが仕掛けないとではあるのですが、他にどうでしょうか。

○委員

教育と実践です。教育したから実践できるというわけではないのです。だから、教育と実践をペアにしておかないと、頭だけの知識になって手が動かない、足が動かないとなってしまいます。本気でやるのであれば、教育と実践をペアにしておかないと、実行はあがらなくなってしまいます。

○会長

具体的にアイデアはありますか。

○委員

先ほど言ったように、例えば、市民大学は2年間だけれども、その半年版でもいいでしょう。3ヶ月間毎週土曜日に座学をやる、次の3ヶ月間は料理教室でもいいし、オシメを取り替える講座でもいいし、要するにそれに対して実施すべきことをやる。そういうことを継続的にやらないと、これはできないです。そのうちに自然に良くなるだろうけれども。

○会長

昭島市はどの程度やっているのかなとは思いますが。一般的に男女共同参画の大学みたいなのは、各地域ではやっていますし、料理教室みたいなものもやっています。

○副会長

委員のお話にもあったのですが、ここはすごく重要なところで、且つ、この具体性はすごく問われると思います。あとは昭島らしさというのでしょうか。教育が進んでいるというのは、国の一つの項目でもありますので、実はこういうところが本当は事前リサーチが生きてくると思います。例えば他の自治体でこういう良いことをやっているとか、こういうことをやっていたなどあったら、それを何かに反映して生かしていただけないかと思います。イクメンも流行りですし、そういったものを一つでも二つでも入れられれば、すごくいいのではないかと思います。

○委員

どこかの市で、オンブズパーソンより男女の差がないオンブッドという名まえを使って、参画ルームみたいな拠点にして、何人かにオンブッドを委託して、その委員がありとあらゆるところの市民の中で現状の聞き取り調査をしていくんです。本当にありとあらゆるところに何人かで担当して、実態調査をして、生の声を聞いていくわけです。そうすると、問題のあるところには新たにパンフレットも届けられます。そこで教育してやるというたいそうな形でなくても、手渡すだけでもいいと思います。だいぶ市民から情報も集まるようになって、そこは結構機能しているようです。せっかく「おあしす」があるので、そこを拠点にしてボランティアを募ってもいいと思います。

○会長

特に是非ここだけは言っておきたいということがないようでしたら、ちょうど8時になりましたので、一応目標Ⅰのところまで来たというところで。

○副会長

今の部分で皆さんからご意見をいただいたので、次回までにご意見をまとめてきていただいて、1行でも2行でもこういうのをに入れてほしいというのがあれば、是非お願いします。事前に事務局に送

っていただくといいと思います。

○会長

そうですね。そして目標値、数値目標についても、こういうものなら入れられるだろうというのがあれば、その辺のところも全員に考えていただきましょう。

○副会長

必ず事前に送っていただくようにしてください。

○会長

そういうことでお願いしたいと思います。では一応審議はここで終りにします。事務局から何かありましたらどうぞ。

○事務局

7月10日に市役所の市民ホールで、男女共同参画講演会を行います。一部が国広陽子先生の講演会です。そして二部が、男女共同参画プランについての市民意見交換会です。会長と副会長に出席していただきます。他の委員さんもできるだけご参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

プラン案はこの状態で出すのですか。どこまで出すのですか。

○事務局

主要事業は委員皆さんの意見の中で、入れ替わりとかがあるかと思いますので、現在、審議の終わった主要施策のところまでです。

○会長

6、7ページの主要施策のところまでをお示しするということですか。

○副会長

この委員会で審議し終わっているところまでということですね。

○事務局

そうです。

○会長

次回の話をお願いします。

○事務局

次回の第7回男女共同参画プラン審議会を、7月26日月曜日、午後6時半からこの庁議室で開催いたします。目標Ⅱを次回の審議までに確認していただいてご意見がございましたら、できれば事前にお問い合わせいたします。よろしくお願いいたします。

○会長

第6回審議会を閉会いたします。ありがとうございました。